

Press Release

令和8年1月23日午後2時
宮崎県高病原性鳥インフルエンザ防疫対策本部

【県内2例目】

延岡市における高病原性鳥インフルエンザ発生に係る移動制限区域の解除について（第7報）

延岡市で発生した高病原性鳥インフルエンザについて、1月24日（土）午前0時をもって、移動制限区域を解除します。また、解除された同区域は監視強化区域として設定し、一定期間、農場の監視を継続します。

1 移動制限区域の解除

1月24日（土）午前0時をもって解除します。

2 今後の対応

- （1）解除された移動制限区域は監視強化区域として設定し、これまで設定していた監視強化区域（搬出制限が解除された区域）と併せ、農場の監視を継続します。
- （2）防疫措置完了から28日が経過する令和8年1月31日（土）に監視強化区域解除検査（清浄性確認検査及び搬出制限解除検査と同様の検査）を実施します。
- （3）上記（2）の検査で陰性が確認された場合、令和8年2月1日（日）午前0時をもって監視強化区域を解除し、今回の発生に係る防疫対応を全て終了します。

3 その他

- （1）我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵等を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません。
- （2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- （3）今後とも、本件に関する情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願いいたします。

問い合わせ先

宮崎県畜産局

電話番号：0985-26-7140

担当：金子、黒木（豊）

